

# 論文要旨

## 1. 研究内容

本研究は、外国人技能実習制度の越境的仕組みに起因する権力構造の作用によって生じる従属性にはどのような特徴があり、その従属性を技能実習生はどのように内面化・身体化するのを実証的に論じる。

技能実習制度は創設以来、技能実習生に対する搾取と人権侵害が指摘され、国内外の学界や市民社会から広汎な批判を受けてきた。多くの既存研究は、技能実習制度の制度設計自体に内在する目的と実態の乖離、あるいは現場で発生している技能実習生の苦境に着目し、「奴隷」「人身取引」などの表現を用いて技能実習生の権利問題に対する批判を行ったが、技能実習生が直面する問題を生み出す構造的説明が欠落している。また、先行研究には、技能実習制度に随伴する実習生の「奴隷的」「弱者的」側面を告発するあまりに、技能実習生の社会的行為者としての主体性（個人の自由意思、「声」と主体的な行動を行う空間）を看過し、彼女/彼らをその制度に囚われて主体性を欠いた客体の「もの」として取り扱うという特徴もある。つまり、社会的行為者としての技能実習生がどのように主体性を発揮してきたのかに関する経験と実践についての議論が今なお不十分である。

技能実習生はどのような権力関係の構造に置かれているのか、その構造を技能実習生はどのように認識しているのか、また、その構造は彼女/彼らの権利主張意識や行動にいかなる影響を与えているのか、という一連の問いを踏まえて、本研究は、技能実習制度の制度設計の特徴を明らかにした（第一章と第二章）うえで、技能実習生を従属させ、さらにその従属的立場の内面化・身体化を迫る技能実習制度の「従属的構造」という分析枠組みを提出した（第三章）。そして、本研究は、「従属性」と「合目的的行為」という二つの概念操作を通して、技能実習制度の「従属的構造」と技能実習生の実践との関係性を捉え、権力構造の具体的な暴力性を立体的に把握した。（第四章と第五章）

## 2. 研究方法

本研究は、技能実習制度の構造的な剥奪のもとで生み出された技能実習生の抽象的な「従属性」に接近するために、「サブアルタン（Subaltern＝従属的社会集団）」という術語を援用し、技能実習生の「従属性」の中身を具体化させ、その社会学的意味合いを特徴づけた。そして、「技能実習制度の越境的な仕組みに起因する権力構造の作用によって、技能実習生は『サブアルタン』的な特徴を内面化・身体化する」という作業仮説を立て、技能実習生の従属性の再生産に対する検証を行った。ただし、従来のサブアルタン・スタディーズと異なり、本研究は「サブアルタン」概念の有効性を国際社会学の範疇内に限定して検討し、トランスナショナル時代において労働力の国際移動を促す越境的仕組みに起因して形成された権力構造の作用によって、技能実習生は「サブアルタン」へ変位してしまう、という文脈で「越境的サブアルタン」という概念を新たに提出した。

研究手法としては、本研究は、スノーボールサンプリングを用いて 23 名の中国人技能

実習生に対して半構造化インタビュー調査を実施した。調査対象者の技能実習経験を把握したうえで、調査対象者が権利問題と不利益に直面したときに行った権利主張に関わる諸実践を明らかにし、彼女/彼らの送出-受入現場と技能実習制度に対する認識を捉えた。また、本研究は技能実習生の職場と避難先で実施した参与観察を補足資料として活用した。

### 3. 研究結果

技能実習制度の「従属的構造」に対する理論的分析および技能実習生と制度の関係者に対する質的調査により、本研究は以下の内容を明らかにした。

#### ①技能実習制度の「従属的構造」

日本では産業構造と労働市場の単純労働者に対する膨大なニーズが現れているなか、「技能移転」と「国際貢献」を唱える技能実習制度は、すでに特定産業と中小零細企業にとって使い勝手の良い代替可能な労働力需給システムへと変質した。(第一章)

他方、外国人単純労働者に対して消極的な受け入れの姿勢をとった日本政府は、外国人受け入れの「サイドドア」(＝事実上の外国人労働者を非就労目的で受け入れること)を設け、技能実習生の労働者性を剥奪した(＝就労目的の代わりに「技能実習」の在留資格を設置)ことに加え、技能実習生の転籍に制限を設けた。結局のところ、技能実習生は、職場において権利問題と不利益にさらされてきたのと同時に、在留資格の法的安定性を欠き、権利付与及び社会的上層への流動性が制約されているため、外国人底辺労働者という立場に陥った。(第二章第一節)

技能実習制度においては、技能実習生の労働者性に対する剥奪という制度上のマクロな特徴と、送出受入プロセスにおいて技能実習生が直面したミクロな問題点(送出機関による中間搾取・転籍の制限・強制帰国・低賃金労働・権利侵害と不正行為の多発)との間には強い関連性があり、技能実習生と送出機関・監理団体・受入企業との支配-従属関係が醸成され、技能実習生の権利と自由を浸食する「従属的構造」の形成が促された。(第三章)

#### ②技能実習生の「従属性」と「合目的的行為」

技能実習生の送出-受入プロセスは、実際に技能実習生と送出機関・監理団体・受入企業との支配-従属関係が形成されるプロセスとなる。技能実習生の従属性は、越境前に渡日手数料の支払いと雇用契約の事前締結によって初歩的に形成され、さらに入国前後の講習及び越境後に出会った諸アクターとの相互作用によって絶えず強化される。そして、このような従属が強いられる過程では、技能実習生の主体的な行動(すなわち権利主張すること、転籍、途中帰国、職場からの離脱という技能実習生の選択肢)が全て莫大なるリスクを背負うことになり、技能実習生に自由意思と「声」を犠牲にさせ、同一職場で沈黙しながら従順に技能実習を終えるように仕向けられることとなる。(第四章第一節と第二節)

とはいえ、本研究が行った技能実習生の権利主張に関わる諸実践に対する観察によれ

ば、職場からの不当な扱いに直面しつつも、技能実習生には、制度の構造によって剥奪されている権利主張の空間のなかで個人の限定された主体性を発揮し、自らの生存と出稼ぎ目的を勝ち取る、という「合目的的行為」を行う空間が存在することが考えられる。（第四章第三節）

技能実習生の権利主張に関わる取捨選択に対する観察によれば、技能実習生の出稼ぎに対する期待が変化する場合に、技能実習生の合目的的行為には二つの特徴があることが明らかとなった。一つは経済的利益の最大化から最適化へとシフトすることであり、もう一つは権利主張の実現可能性が脆弱である場合に技能実習生の主張行為が軟化するということである。（第五章第一節）

### ③技能実習生という「越境的サバルタン」

技能実習生に自由意思と「声」を犠牲にさせ、同一職場で沈黙しながら従順に技能実習に従事するように仕向ける技能実習制度の「従属的構造」の暴力性は、絶えず技能実習生を「サバルタン」へ変位させつつあることが考えられる。（第四章）

また、職場に対する技能実習生の「従順」な側面だけでなく、上述した技能実習生の「合目的的行為」に関わる変化は、実際に技能実習生の「サバルタン」的な特徴が増幅した最も顕著な実態である。つまり、制度の構造の中で生き残りを図り、母国の実家の苦境を改善するために、技能実習生は、不本意ながらも「合目的に」制度による剥奪及び送出機関・受入機関による搾取を一時的に忍従する。このように自ら一部の権利主張と自由を犠牲にすることこそが、「サバルタン」的特徴を帯びた技能実習生の「声なき声」であると考えられる。（第五章第一節）

こうして、技能実習制度の構造が技能実習生の主体性に抑圧を与えているとともに、日本政府の制度設計によって技能実習生の「姿」が規定されるのである。また、民間支援側や現場の多様な関係者の代弁によって、技能実習生の意に染まぬ形で「姿」と「声」が構築される恐れもある。結局のところ、技能実習制度から派生した制度的・社会的構造において構築された技能実習生の多重的表象が交錯するなか、技能実習生の真の「姿」と「声」は重層的に剥奪されることが考えられる。（第五章第二節）

## 4. 研究の到達点と限界

本研究は、独自の概念操作を踏まえたうえで、技能実習生の権利問題及び彼女/彼らの権利主張に関する意識と実践を一貫した論理で分析する枠組みを提示することに努めた。とくに、既存研究において看過された社会的行為者としての技能実習生の特徴と、技能実習制度にまつわる権力関係に左右される技能実習生の権利主張実践について、インタビュー調査と参与観察によって実証研究を行った。

他方、本研究は以下の2点の限界を抱えている。

①本研究は、主に地方・過疎地の第一次・第二次産業に従事した技能実習生の経験と実践から析出した従属性を技能実習生集団が有する一般的な特徴として取り扱い、その普遍性

に焦点をあてた分析を行ったが、技能実習生が派遣される地域や業種によっては独自の特徴を持つ従属的側面が生じる可能性も捨てきれない。たとえば、都市部の第三次産業と地方や過疎地の第一次・第二次産業とを比較すると、技能実習生が直面する従属性に固有の特徴を見出せるかもしれない。調査対象地域と業種の比較分析が課題として残った。

②本研究は、先述した技能実習生の従属性の析出に第一義的な力点を置おく一方で、インタビュー調査対象者の母国での経験、学歴、ジェンダーを分析の射程に取り込むべきとの問題意識があり部分的には聞き取っていたものの、実証分析と検証に耐えるデータが十分に獲得できなかった。

この2点の限界を今後の課題としたい。